（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等）

第百四十条の二十五　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等）

第百四十条の二十六　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（共生型地域密着型介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出）

第百四十条の二十八の二　（略）

2　前項に規定する申出書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（事業の廃止又は休止）

第百四十条の二十八の三　（略）

2　前項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。ただし、同項の規定による届出を、児童福祉法第二十一条の五の二十第四項又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四十六条第二項の規定による届出の書類の写しを提出することにより行った場合は、この限りでない。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第百四十条の三十　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び前二項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定介護予防支援事業者に係る指定の申請）

第百四十条の三十二　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定介護予防支援の委託の届出）

第百四十条の三十五　（略）

2・3　（略）

4　第一項及び第二項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定介護予防支援事業者の名称等の変更の届出等）

第百四十条の三十七　（略）

2・3　（略）

4　前三項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十二の三　（略）

2　法第百十五条の四十五第一項第一号イからニまでの厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者にあっては、第百四十条の六十三の五第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第八号までに掲げる事項（当該指定をした市町村長が届出を要しないと認める事項を除く。）に変

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等）

第百四十条の二十五　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等）

第百四十条の二十六　（略）

2～4　（略）

（新設）

（共生型地域密着型介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出）

第百四十条の二十八の二　（略）

（新設）

（事業の廃止又は休止）

第百四十条の二十八の三　（略）

2　前項の届出は、児童福祉法第二十一条の五の二十第四項又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四十六条第二項の規定による届出の書類の写しを提出することにより行うことができる。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第百四十条の三十　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定介護予防支援事業者に係る指定の申請）

第百四十条の三十二　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定介護予防支援の委託の届出）

第百四十条の三十五　（略）

2・3　（略）

（新設）

（指定介護予防支援事業者の名称等の変更の届出等）

第百四十条の三十七　（略）

2・3　（略）

（新設）

（法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十二の三　（略）

2　法第百十五条の四十五第一項第一号イからニまでの厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（新設）